

佐賀県公共ネットワーク光ファイバ貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年佐賀県条例第18号）第7条及び佐賀県財務規則（平成4年規則第35号）第154条の規定に基づき、佐賀県（以下「県」という。）が所有する佐賀県公共ネットワーク光ファイバの貸付けに関する取扱いを定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 佐賀県公共ネットワーク光ファイバ（以下「本光ファイバ」という。） 県が整備した県庁、県現地機関等を結ぶ光ファイバをいう。
- 二 クロージャ 国道下情報ボックス内又は電柱上に県が設置した光ファイバ接続設備をいう。

(借受申請)

第3条 本光ファイバを借受しようとするものは、県の貸付決定を受けなければならない。

- 2 前項の貸付決定を受けようとするものは、佐賀県公共ネットワーク光ファイバ貸付事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に基づき佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線借受申請書及び添付書類を県に提出しなければならない。
- 3 借受者は、貸付決定の内容について変更しようとするときは事務取扱要領に基づき、県に佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線借受変更申請書を提出し、変更の貸付決定を受けなければならない。

(貸付決定)

第4条 県は、次条に掲げる貸付決定基準に適合する場合には、貸付決定することができる。

- 2 県は、貸付決定した場合には、その旨を文書により通知するものとする。

(貸付決定基準)

第5条 借受者において構築するネットワークは、次の各号に掲げる社会通念上不相当と考えられる利用を制限するものでなければならない。

- (1) 佐賀県青少年健全育成条例（昭和52年条例第24号）及び佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例（平成17年条例第30号）その他の条例に違反する行為
- (2) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- (3) 他人の情報を改ざんし、又は消去する行為
- (4) 他人になりすまして情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (5) 他人の電気通信設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運用に支障を与える行為
- (6) 他人の著作権、商標権等の知的財産権及び他人の肖像権又はプライバシーを侵害する情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (7) 他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (8) わいせつ又は幼児虐待に関する情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (9) 無限連鎖講（ねずみ講）の取引を開設し、又はこれに勧誘する情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を提供し、又は使用する行為
- (11) 前各号のいずれかに該当する他人の各種データ・情報等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
- (12) その他法令又は公序良俗に反する行為

2 次の各号に該当する者は借受者としな。また、借受者において構築するネットワークは、次の各号に掲げる者の利用を制限するものでなければならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 本物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (4) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(貸付期間)

第6条 貸付期間は1年間とする。

ただし、貸付けが会計年度の途中になされた場合は、貸付期間はその会計年度の末日までとする。

- 2 県と借受者が契約期間満了の6か月前までに、更新しない旨を書面により合意した場合を除き、更に1年間同一条件で契約を継続するものとし、以後同様とする。
- 3 契約締結の日から10年を経過した後は、県は6か月前までに借受者に通告すれば、借受者の同意なく更新を拒否することができる。

(貸付決定の条件)

第7条 県は、第5条に規定する貸付決定を行うときには、次の各号に掲げる条件を付すものとする。ただし、貸付決定の内容によっては、その一部を変更することができる。

- (1) 貸付に係る権利又は義務を第三者に譲渡、転貸し又は担保の目的に供さないこと。
- (2) 貸付に係る光ファイバ芯線を貸付決定に係る目的及び用途以外に使用せず、また光ファイバ芯線の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (3) 善良な管理者の注意義務をもって、光ファイバ芯線を使用するとともに光ファイバ芯線を故意若しくは過失により滅失し、又は毀損した場合はその損害を賠償すること。
- (4) 借受者の責めに帰すべき事由により貸付決定が取り消されたときは、借受者が光ファイバ芯線に投じた有益費その他の費用を県に請求しないこと。
- (5) 貸付期間が満了したとき、又は貸付決定が取り消されたときは、光ファイバ芯線を原状に復して指定された期日までに引き渡すこと。
- (6) 借受者の都合により使用を一時中止する場合には、あらかじめ届け出ること。
- (7) 第6条第1項及び第2項に掲げる貸付決定基準を遵守すること。
- (8) 県が貸付決定の条件に違反する行為を認知した場合に行う勧告に対して適切な対応を行うこと。
- (9) 本光ファイバの正常な運用を阻害することのないよう、借受者の利用する電気通信機器等の正常な稼働を維持すること。
- (10) 借受者の利用する電気通信機器等に第三者による不正アクセス行為から防御するための必要な措置を講ずることとし、他のネットワーク及び電気通信機器等に支障をきたすことのないよう適切に運用管理すること。
- (11) 借受者の利用する電気通信機器等に起因する通信障害が発生した場合には、迅速に原因調査及び復旧作業を行うこと。
- (12) 本光ファイバの通信に障害が発生した際、その障害が借受者の利用する電気通信機器等に起因すると推測される場合には、県の指示に基づき迅速に原因調査及び

復旧作業を行うこと。

- (13) 貸付決定の取消しによって生じた一切の損害について、県にその賠償を請求しないこと。
- (14) 本光ファイバの借受の中断、遅延等が発生しても、その発生の理由のいかんにかかわらず、その結果借受者に生じた一切の損害について、県にその賠償を請求しないこと。
- (15) 本光ファイバの借受到に起因して、第三者との間で紛争を生じた場合は、自己の費用と責任において解決するものとし、県にその賠償を請求しないこと。
- (16) 本光ファイバの借受到にあたって県から提供を受けた資料等の内容について、秘密の保持に努めること。(前条に規定する貸付決定の期間終了後も同様とする。)

(貸付決定の取消し)

第8条 県が貸付決定の条件に違反する行為を認知した場合は、借受者に対し違反行為の中止勧告を行い、これに従わない場合には、その貸付決定を取り消すことができる。

2 前項の貸付決定の取消により、借受者に損害が発生したとしても、県は一切の責任を負わない。

(貸付料)

第9条 本光ファイバの貸付料は、各号のとおりとする。

(1) 平成21年3月31日までに貸付決定を行った光ファイバ芯線：年間貸付料1円(1芯1m)

(2) 平成21年4月1日以降に貸付決定を行った光ファイバ芯線：年間貸付料3.8円(1芯1m)

2 県は、本光ファイバの使用目的が次の各号の一に該当するときは、前項第2号で定める貸付料の一部を減額することができる。

(1) 高速インターネットサービス未整備地域において、高速インターネットサービスを開始する場合。

(2) 地上デジタルテレビジョン放送の難視聴地域において、ケーブルテレビサービスを開始する場合。

(3) その他、県内の地域情報化のため特に必要と認められる場合。

3 貸付料の計算は、次の方法によるものとする。

(1) 使用区間ごとに、以下の計算式により延貸付距離を算出する。ただし、1芯あたりの貸付距離は、小数点以下を切捨てたうえで計算するものとする。

使用区間ごとの延貸付距離

= 貸付芯線数 × 1芯当たりの貸付距離

(2)(1)で算出した使用区間ごとの延貸付距離をもとに、以下の計算式により年間貸付料を算出する。ただし、算出した年間貸付料に1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

年間貸付料

$$\begin{aligned} &= (1 \text{ 芯 } 1\text{m あたり年間貸付料 } 1 \text{ 円の使用区間ごとの延貸付距離の合計}) \times 1 \text{ 円} \\ &+ (1 \text{ 芯 } 1\text{m あたり年間貸付料 } 3.8 \text{ 円の使用区間ごとの延貸付距離の合計}) \times 3.8 \text{ 円} \\ &+ (1 \text{ 芯 } 1\text{m あたり年間貸付料 } \text{ 円の使用区間ごとの延貸付距離の合計}) \times \text{ 円} \end{aligned}$$

(3) 貸付期間が1年未満であるとき、又はこの期間に1年未満の端数があるときは、貸付料は月割りをもって計算する。

(4) 貸付期間が1月未満のもの又は1月未満の端数は、日割りをもって計算する。

(5) 貸付料の額に1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

4 貸付料の納入期限は、原則としてその会計年度の5月31日とする。ただし、貸付けが会計年度の途中になされた場合は、納入義務の発生日(本光ファイバの使用開始日)から起算して30日以内の日を指定期日(納入期限)とする。

(貸付料の返還)

第10条 県は、本光ファイバの運用が24時間以上停止した場合は、貸付料の日割額に運用停止日数を乗じて得た額を借受者に返還するものとする。ただし、第14条第1項第1号に基づく運用の停止については、貸付料は返還しない。

2 運用停止日数は、県が第17条第1項による連絡を受けた時刻から使用できない状態が解消された時刻までの時間(60分未満を切り捨てた1時間単位の時間)を24で除して得た商の整数部分とする。

3 返還する額に1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(経費の負担)

第11条 本光ファイバに接続するため、借受者が用意するネットワーク設備の費用及び接続に要する経費等は、借受者において負担するものとする。

(接続工事等及びその費用)

第12条 借受者は、本光ファイバの借受に関し、必要となるクロージャへの接続工事については、県の貸付決定の後に行うものとし、接続工事に要する費用（取り出し口の設置に関する費用を含む。）及び経費は借受者の負担とする。

2 借受者は、県が指定するクロージャにおいて光ファイバ芯線を接続できるものとする。

（管理運営）

第13条 本光ファイバの保守管理は県が行う。

2 借受者の責めによらず本光ファイバに障害、滅失等の損害が発生した場合は、県は速やかにその復旧に努めるものとする。

ただし、復旧が困難な場合は、県は速やかに借受者とその対応について協議する。

3 本光ファイバは、次条及び第15条に規定する場合を除き、常時24時間使用できるものとする。

4 借受者が自らの電気通信機器等の設置・調整等を行うためにクロージャを開閉する必要がある場合は、事前に県の承認を得るとともに、関係機関の許可を得なければならないものとし、かつ県又は県の指定する者が立会うものとする。

（運用の停止）

第14条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本光ファイバの運用を停止することができる。

（1） 本光ファイバの設備の保守又は工事上やむを得ない場合

（2） 本光ファイバの設備の障害によりやむを得ない場合

（3） 火災、停電等により本光ファイバの運用ができなくなった場合

（4） 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本光ファイバの運用ができなくなった場合

（5） 動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本光ファイバの運用ができなくなった場合

2 前項のほか、借受者の電気通信機器等に障害が発生し、本光ファイバの全体又は一部に支障を与えるおそれがあると県が判断した場合には、当該借受者の貸付けを停止することができる。

3 県は、前2項の規定により本光ファイバの運用又は使用を停止するときは、あらかじめその旨を使用者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

（運用の制限）

第15条 県は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると判断される場合には、通信の利用を制限する措置をとることができる。

2 前項以外であっても、県が自ら行う行政目的の利用のため又は運用上必要な場合は、

通信の利用を制限することができる。

(光ファイバの移設等)

第16条 県は、本光ファイバについて移設工事を施工する必要がある場合、速やかに書面により借受者に通知を行い、移設工事の期間、内容等について協議を行う。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではない。

2 移設工事により本光ファイバの敷設ルートを変更する場合、県は借受者の事業が円滑に行われるよう配慮し、変更後の敷設ルートが最適となるよう努める。なお、敷設ルートの変更により対象ファイバ長に変更が生じても貸付料の変更は行わない。

(事故発生時の処理)

第17条 借受者は、本光ファイバに起因すると思われる通信障害等の事故を検知した場合、県に事故の発生日時、場所、内容等を速やかに連絡しなければならない。県は連絡後直ちに現場調査等を実施し、その結果を借受者に連絡する。

2 県は、本光ファイバに異常を発見した場合は、直ちに借受者に連絡するものとし、借受者は通信障害の有無を確認して県に連絡するものとする。

3 第1項及び第2項の場合において、本光ファイバの復旧又は補修措置を必要とする場合は、県は速やかにこれを実施するものとし、借受者はこれに協力するものとする。

4 本光ファイバの復旧、補修措置を行う場合は、復旧方法及び費用負担等についてあらかじめ県と借受者が協議するものとする。

(非常災害時の処置)

第18条 県及び借受者は、非常災害の発生あるいは発生の恐れがある場合は、相互に緊密な情報交換を行い、本光ファイバの維持管理に努めるものとする。

2 県及び借受者は、本光ファイバに被害があった場合は、相互に協力し、速やかに復旧処置を講じるものとする。

(責任の制限)

第19条 県は、本光ファイバの貸付決定の取消し又は運用の停止及び制限などによって借受者又は第三者に生じた損害又は損失については、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を負わないものとする。

2 借受者が本光ファイバの使用によって他の借受者又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を負わないものとする。

3 県は、借受者が本光ファイバを通じて受発信する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証責任も負わないものとする。

4 県は、借受者が本光ファイバに接続するためのいかなる機器及びソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとする。

(損害賠償の請求)

第 2 0 条 借受者が違法、不正又はこの要綱に反して本光ファイバを使用し、それにより県に損害を与えた場合、借受者はその損害を賠償しなければならない。

(利用状況・事業内容等の調査等)

第 2 1 条 県は、本光ファイバの利用状況について調査し、又は必要な報告を借受者に対して求めることができるものとする。

附則

この要綱は、平成 1 5 年 3 月 2 5 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 2 1 年 3 月 3 1 日までに賃貸借契約を締結している本光ファイバについては、賃貸借契約を変更した日からこの要綱を適用する。

附則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。